

石川県公報

令和2年7月31日

第13327号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○随意契約の相手方等	(行政経営課) 1
○歳入の徴収事務の委託	(観光企画課) 2
○保安林の指定予定の通知	(森林管理課) 2
○一般競争入札の落札者等	(警察本部) 2
公 告	
○入札公告	(危機対策課) 3
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 4
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 6
○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 7
○入札公告	(畜産振興・防疫対策課) 8
○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 9
○土地改良区の役員就任公告	(同) 10
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同) 11
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 11
選挙管理委員会	
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	11
○政治団体の解散の届出の公表	12
○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	12
○資金管理団体でなくなった旨の公表	12
人事委員会	
○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	13
○石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	13

告 示

石川県告示第261号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
統合宛名システム調達及び運用保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部行政経営課情報システム室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月1日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社システム・エージ
兵庫県伊丹市御願塚3丁目1番18号
- 随意契約に係る契約金額
81,528,920円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第262号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館に係る使用料の徴収事務	金沢市無量寺町ホ 120	株式会社丸一観光	令和2年7月17日から 令和3年4月1日まで

石川県告示第263号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
白山市尾添ラ7、ソ60、カ1の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第264号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県警察通信指令システム(通過車両識別装置) 一式 賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年7月1日
- 落札者の名称及び所在地
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 落札金額

412,935,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年4月21日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

石川県原子力防災システム操作研修業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和2年11月30日まで

(4) 実施日及び場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

石川県原子力防災基礎研修業務委託にかかる一切の経費を含めた金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国または地方公共団体と、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に当該業務と同種の原子力研修業務を履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、令和2年8月14日(金)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策防災対策グループ 電話番号 076-225-1482

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年8月21日(金)午後2時(郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年8月21日(金)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査

この公告による入札に参加を希望する者は、2(4)に係る事項を証明する書類を令和2年8月14日(金)までに石川県危機管理監室危機対策課防災対策グループに提出すること。

- (5) 契約書の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスパ白山A棟

白山市倉光5丁目14番 外41筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社

代表取締役 佐古 則男

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(変更後) ユニー株式会社

代表取締役 関口 憲司

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社

代表取締役 関口 憲司

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

ほか未定

(変更後) ユニー株式会社

代表取締役 関口 憲司
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
ほか16者

3 変更の年月日

- (1) 令和元年5月28日
- (2) 令和2年6月30日

4 変更する理由

- (1) 建物設置者の代表者が変更となったため
- (2) 小売業者が変更となったため

5 届出年月日

令和2年7月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

令和2年7月31日から同年11月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年11月30日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア野々市横宮店

野々市市横宮33-1 外7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) バロー野々市店

(変更後) ウエルシア野々市横宮店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

株式会社篤誠

代表取締役 田村 俊次

小松市本江町ホ1番地

(変更後) ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 松本 忠久

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

3 変更の年月日

令和2年8月6日

4 変更する理由

小売業者に変更が生じるため

5 届出年月日

令和2年7月16日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年7月31日から同年11月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年11月30日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスパ白山A棟

白山市倉光5丁目14番 外41筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 160台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 160台

3 変更する年月日

令和2年8月17日

4 変更する理由

駐輪場利用の実態に対応した施設位置とするため

5 届出年月日

令和2年7月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

令和2年7月31日から同年11月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年11月30日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア野々市横宮店

野々市市横宮33-1 外7筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 62台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 62台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 204平方メートル

- (変更後) 位置 縦覧による。
容量 204平方メートル
- (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 位置 縦覧による。
容量 37立方メートル
(変更後) 位置 縦覧による。
容量 38立方メートル
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後9時30分まで
(変更後) ウエルシア薬局株式会社：24時間
未定：午前9時から午後9時30分まで
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後10時
(変更後) 24時間
- (6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 位置 縦覧による。
出入口の数 5箇所
(変更後) 位置 縦覧による。
出入口の数 4箇所
- (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設A B：午前6時から午後10時
荷さばき施設C：午前1時から午前4時
(変更後) 荷さばき施設A：午前6時から午後10時
荷さばき施設B：午後10時から翌午前6時
- 3 変更する年月日
令和2年8月6日
- 4 変更する理由
店舗入退店に伴い、施設の配置並びに運営方法に変更が生じるため。
- 5 届出年月日
令和2年7月16日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和2年7月31日から同年11月30日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和2年11月30日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 なたうち	七尾市	七尾市中島町藤瀬い58番1ほか79筆
福田 教導	七尾市	七尾市深見町深42番ほか26筆
福田 浩	七尾市	七尾市白浜町白3番ほか27筆
堀田 和弘	七尾市	七尾市白浜町白54番ほか13筆
株式会社 金沢アグリプライド	金沢市	金沢市打木町西9番1ほか7筆
農事組合法人 五坊商店	金沢市	金沢市木越町口31番1ほか38筆
農事組合法人 まっきゃま	金沢市	金沢市牧山町あ1番ほか22筆
吉田 慎一	金沢市	金沢市竹又町カ204番ほか8筆
橋場 佳雄	金沢市	金沢市打木町西24番
有限会社 あさひ	白山市	金沢市打木町東1631番
農事組合法人 大海の里はちの	かほく市	かほく市八野111番1ほか53筆
農事組合法人 かわいだに	河北郡津幡町	河北郡津幡町字下河合谷は9番ほか16筆
村中 真治	加賀市	加賀市柏野町62番ほか1筆
農事組合法人 前坂農産	小松市	小松市上り江町20番ほか10筆

2 認可年月日

令和2年7月31日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
家畜保健衛生所の動物用焼却炉撤去業務
- (2) 業務内容
仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年2月26日まで
- (4) 場所
仕様書のとおり
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、同規模以上の焼却炉の撤去業務を受注した実績を有し、この委託業務の履行が可能であることを証明する書類を令和2年8月5日（水）午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課管理グループ 電話番号 076-225-1626

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年8月7日（金）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和2年8月7日（金）午前11時30分 石川県庁行政庁舎1312会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	野田 稔彦	かほく市大崎5字316番地1	令和2年3月31日
〃	小村 悟	〃 大崎ホ1番地甲	〃
〃	長原 吉也	〃 大崎中44番地	〃
〃	中村 修一	〃 大崎2字19番地	〃
〃	中村 肇	〃 大崎チ130番地	〃
監事	中村 良	〃 大崎4字12番地148	〃
〃	小村 一彦	〃 大崎口86番地	〃
〃	杉村 武志	〃 大崎ル4番地	〃

河原市用土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中松 芳榮	金沢市岸川町70番地2	令和2年4月22日
〃	岡本 明雄	河北郡津幡町字太田い64番地1	〃
〃	金要 由久	金沢市河原市町イ67番地	〃
〃	酒井 茂	河北郡津幡町字浅田乙38番地1	〃
〃	松任 辰夫	金沢市利屋町ソ169番地	〃
〃	記州 昌行	〃 北森本町ル41番地	〃
〃	中村 登	〃 二日市町ヌ158番地	〃
〃	本多 茂夫	河北郡津幡町字北中条ヲ140番地	〃
監事	庭田 俊一	〃 津幡町字南中条ト27番地	〃
〃	奥村 正徳	金沢市今町ル107番地2	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	松原 秋夫	かほく市大崎ト34番地1	令和2年4月1日
〃	野田 稔彦	〃 大崎5字316番地1	〃
〃	中村 修一	〃 大崎2字19番地	〃
〃	中村 肇	〃 大崎チ130番地	〃
〃	小笠原 均	〃 大崎リ63番地	〃
監事	小村 一彦	〃 大崎口86番地1	〃
〃	小村 悟	〃 大崎ホ1番地甲	〃
〃	諸井 一夫	〃 大崎北139番地2	〃

河原市用土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中松 芳榮	金沢市岸川町70番地2	令和2年4月23日
〃	洲崎 明	河北郡津幡町字太田ほ12番地2	〃
〃	酒井 茂	〃 津幡町字浅田乙38番地1	〃
〃	中村 和夫	金沢市河原市町イ65番地	〃

〃	松 任 辰 夫	〃 利屋町ソ169番地	〃
〃	記 州 昌 行	〃 北森本町ル41番地	〃
〃	中 村 登	〃 二日市町又158番地	〃
〃	竹 内 康 之	河北郡津幡町字南中条へ120番地1	〃
監 事	本 多 茂 夫	〃 津幡町字北中条ヲ140番地	〃
〃	奥 村 正 徳	金沢市今町ル107番地2	〃
〃	北 村 孝 子	〃 岸川町チ14番地	〃

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年8月3日から同年9月1日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦 覧 に 供 す る 書 類	縦 覧 場 所
下 地 区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (経 営 体 育 成 型)	県 営 土 地 改 良 事 業 変 更 計 画 書 の 写 し	七 尾 市 産 業 部 農 林 水 産 課

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位 置 指 定 申 請 者	指 定 年 月 日
かほく市横山レ367番1、367番4	幅員 6.00~10.24m 延長 52.97m	金沢市金石北四丁目4番2号 株式会社ナガタニ宅建	令和2年7月20日

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党加賀支部	林 茂信	会計責任者	田 中 金 利	稲 垣 清 也	令和2年5月15日
自由民主党金沢支部	下 沢 佳 充	代 表 者	下 沢 佳 充	紐 野 義 昭	令和2年6月2日
		会 計 責 任 者	坂 本 泰 広	喜 多 浩 一	令和2年6月2日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
新谷ひろのり後援会	新谷 博範	主たる事務所 の所在地	金沢市旭町2-8 -45 旭ビル103	金沢市暁町1-37	令和元年5月1日
吉田修後援会	澤村 勇	主たる事務所 の所在地	野々市市野代2丁目 115番地	野々市市野代2丁目 116番地	令和2年6月1日
修風会	吉田 修	主たる事務所 の所在地	野々市市野代2丁目 115番地	野々市市野代2丁目 116番地	令和2年6月1日
小松市医師連盟	村井 裕	代表者	村井 裕	東野 義信	令和2年6月23日
		会計責任者	金戸 善之	勝木 保夫	令和2年6月23日
金沢市民会議	横越 徹	会計責任者	久保 洋子	中川 俊一	令和2年6月25日

石川県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月31日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
長屋一二中能登町後援会	肥田 吉保	平成31年3月20日
珠洲を笑顔にする会	田中 満博	平成31年4月22日
青義会	石動 博一	令和2年5月31日
森けんいち後援会	森 憲一	令和2年6月19日
おくだ建後援会	奥田 建	令和2年6月21日

石川県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月31日

石川県選挙管理委員会

届出事項の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
新谷博範	新谷ひろのり後援会	主たる事務所 の所在地	金沢市旭町2-8-45 旭ビル103	金沢市暁町1-37	令和元年 5月1日
		公職の 種類	金沢市議会議員	石川県議会議員	令和元年 5月1日
吉田修	修風会	主たる事務所 の所在地	野々市市野代2丁目 115番地	野々市市野代2丁目 116番地	令和2年 6月1日

石川県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和2年7月31日

石川県選挙管理委員会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
森 憲 一	森けんいち後援会	令和2年6月19日

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十一号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

- 3 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第3号)附則第一条の四に規定する期間内である者に係る第十一条の二及び第二十六条第一項の規定の適用については、第十一条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第3号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同条第三十六条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第二十六条第一項中「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県職員の退職手当に関する規則附則第三項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十二号

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の旅費に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左の各号に規定する」を「、条例第四十条第三項の規定により知事と協議して定める旅費の額を支給する場合を除き、次に掲げる」に改め、同条第一号中「、但し」を「。ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条第一項中「左の各号に規定する」を「次に掲げる」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九条中「左の各号」を「次」に改める。

第十四条中「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を「北マケドニア共和国」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

